

別表（第6条関係）

市川市高度処理型合併処理浄化槽施工基準

1 設置場所

- (1) 建物の基礎、公道及び通り抜けの出来る私道又は崖から原則として2 m以上離すこと。この場合において、離隔距離が確保できないときは、別図のとおり鉄筋コンクリート造の擁壁（厚100 mm以上・D10－200 @シングル）の設置その他適切な防護措置を行うこと。
- (2) 隣地に建物が無い場合は、隣地の境界から1 m以上離すこと。
- (3) 浄化槽を設置する土地が、行き止まりの道路に接している場合は、その設置場所及び防護措置について担当職員と協議すること。

2 掘削作業

- (1) 作業責任者を選任し、作業を指揮させること。
- (2) 作業に当たっては、ヘルメット、安全靴等を装着し、安全に留意すること。
- (3) 作業開始前に作業現場及び周辺を点検し、危険防止に努めること。
- (4) 掘削周囲に安全柵を設け、安全標識を設置すること。
- (5) 湧水又は流入水がある場合は、掘削底面の周囲に溝を掘り、一部に釜場かまを設け、ポンプで排水をすること。
- (6) 地下埋設物、建築物、塀等に近接している場合は、移設、土留め等の適切な措置を行うこと。
- (7) 掘削底面のレベルに注意し、掘り過ぎないようにすること。
- (8) 掘削土の搬出量及び埋め戻し量に注意し、残土の処分の手配をすること。

3 基礎

- (1) 栗石及び目潰つぶし砂利（厚100 mm以上）の地業を打設すること。
- (2) ベースは鉄筋コンクリート造（厚100 mm以上・D10－200 @

シングル)とし、コンクリートの打設時において、湧水、流入水等があるときは、これらを排水してから打設すること。

- (4) コンクリートの養生期間は72時間以上とし、埋め戻す際に型枠を取り外すこと。ただし、強度が確認できる場合は、この限りでない。
- (5) 浄化槽を設置する前に、ベースコンクリート面を水洗いにより清掃すること。
- (6) 上部を駐車場にする場合は、設置する浄化槽が支柱レス浄化槽である場合を除き、支柱工事(直径150mm以上4~6本・主筋D13×4・加重2t未満フープ筋D10-500@・加重2t以上フープ筋D10-100@)を行うこと。この場合において、主筋は、均等に配置すること。
- (7) 上部を駐車場にする場合は、耐圧マンホールを設置すること。
- (8) 嵩上げの^{かさ}高さは、300mm以内とすること(300mmを超える場合には、ピット構造(2重蓋^{ふた}その他部分的なピットは、不可とする。)とし、又は原水ポンプ槽を設置して地盤面から300mm以内に浄化槽を設置すること。)

4 配管及び升

- (1) 管は、硬質塩化ビニール管(VU:圧力6Kg/Cm²・VP:10Kg/Cm²)以上の強度のあるものを使用すること。
- (2) 升は、既製ブロック又はプラスチック成形品で150mm以上の円形又は角形とすること。
- (3) 流入側はすべてインバート升とし、流出側は雨水との合流や逆流防止を考慮した升(溜升^{ため}等)とすること。
- (4) 配管^{こう}勾配は、沈殿物が生じない流速が得られるようにすること。
- (5) 排水升は1排水器具毎に設置すること。ただし、やむを得ない場合は、ひとつの升到2排水器具まで接続してもよいものとする。
- (6) トイレは、単独の別系統とすること。
- (7) 風呂^ろ、台所の流し、洗濯、洗面等の排水の流出箇所には、トラップを設けること。ただし、2重トラップとならないようにすること。

- (8) 床下配管は、原則行わないこと。やむを得ない場合は最短ルートとし、必要に応じて点検口を設けること。
- (9) 配水管の起点、終点、屈曲点及び合流点並びに段差部分及び直線部分においては、点検清掃を考慮して排水管に内径の120倍を超えない距離ごとに升を設けること。
- (10) 雨水の排水系統は、浄化槽とは別にすること。
- (11) 雨水の流入の可能性のある屋外水道は、浄化槽とは別の排水系統とすること。
- (12) 升到接続する管は、升内に突き出ないようにすること。
- (13) 升を積み重ねる場合は、継ぎ目部分のシールを確実にすること。
- (14) 排水ヘッダーを設置する場合は、当該排水ヘッダーを製造する者が定めている施工基準に従って施工すること。

5 ポンプ

- (1) 同一の性能のものを2台以上設置し、自動的に交互運転ができるようにすること。
- (2) 1台が故障したときは、他のポンプが作動するようにすること。
- (3) 多量の排流入があったときは、必要なポンプ数を同時に運転できるようにすること。
- (4) 放流管に逆支弁を取り付けること。
- (5) エア抜きを設置すること。

6 上部スラブ

- (1) 鉄筋コンクリート造（厚100mm以上・D10－200@シングル・開口部補強筋）とする。
- (2) スラブ面は、付近の地盤面と同じ又はこれを超える高さとし、勾配をつけてマンホール蓋^{ふた}から雨水が流入しないようにすること。

7 ブロワー台

- (1) コンクリート製とし、容易に動かないものとする。（軽量ブロックなどは不可。）

- (2) ブロワー台の高さは、地盤面より 100 mm 以上、大きさはブロワー本体の外寸より 50 mm 以上大きいものとし、雨水の侵入や泥跳ねなどからブロワー本体を保護するものとする。